市有地を売却します

郵送による一般競争入札方式で市有地を売却します。案内書は、市役所北館受付・用地管財課・ラポルテ市民サービスコーナーで配布しています。案内書や現地をよくご確認の上、入札してください。

■**入札物件** ４件 ■**案内書配布** ６月１日～27日(土・日・祝は、ラポルテ市民サービスコーナーでのみ配布) ■**入札期間** ６月21日～27日 ■**開札日** ７月４日(水) ■**入札資格等** 個人・法人を問わず参加可能/最低売却価格以上で、かつ最高の価格をもって入札したかたを落札者に決定/入札に先立ち、入札保証金(入札金額の5%以上)が必要/土地代金の支払方法は、一括納付と分割納付の２通りがあります。

	所在地(地番)	地目	地積	最低売却価格
1	三条南町10番３	宅地	290.63㎡	6,920万円
2	三条南町10番５		245.56㎡	5,080万円
3	南宮町163番33		115.35㎡	2,930万円
4	潮見町15番51		309.09㎡	4,560万円

問い合わせ 用地管財課 ☎38-2013

個人市県民税の申告について

問い合わせ 課税課市民税担当 ☎38-2016

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のかたは、税務署への確定申告書の提出が不要となりました。

ただし、確定申告書の提出が不要なかたでも、市県民税申告書を提出することにより市県民税額が低くなる場合があります。

《たとえば…》
①医療費控除を受ける場合
②年金から引き落とされている社会保険料以外で、平成23年中に支払った社会保険料控除を受ける場合
③生命保険料控除、地震保険料控除を受ける場合
④公的年金等源泉徴収票に記載されているもの以外で、扶養控除や障害者控除、寡婦控除などを受ける場合
※上記のような場合でも、税額が低くならない場合もあります。
※すでに確定申告や市県民税の申告を済まされているかたや、上記①～④のような控除の適用を受けられないかたも申告は不要です。

上記の例に該当されるかたで、まだ申告を済まされていないかたは市役所へ市県民税申告書をご提出ください。

平成23年度公文書公開の実施状況 個人情報保護制度の運用状況

【公文書公開の実施状況】
■**公文書公開請求66件**
全部公開 15件/部分公開 47件/非公開 ０件/存否応答拒否 ０件/不存在 ３件/却下 ０件/取下げ ２件/異議申立て ２件
※１つの公開請求に対して複数の方法で公開したものがあるため、合計が請求件数と一致しません。
【個人情報保護制度の運用状況】
■**個人情報取扱事務の登録件数267件**
■**個人情報開示請求９件**
全部開示 ０件/部分開示 ８件/不開示 ０件/不存在 １件/異議申立て ０件
■**個人情報訂正請求 ０件**
■**個人情報利用停止請求 ０件**
■**苦情処理・苦情の相談件数 ７件**

問い合わせ 文書行政課 ☎38-2010

夜間(17：00～9：00)水道修理工事当番表【６月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へ

●平日の昼間は水道部へお尋ねください。

●土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へお尋ねください。

●夜間の修理は、右の業者が待機しています。

店名	TEL	当番日
㈱大阪商会	22-4446	1、7、20、26
西岡設備工業所	22-6900	2、14、22、27
前忠工業㈱	31-8548	3、9、15、21
(資)神明商会	22-3565	4、8、10、16、28
中央水道工務所	22-3552	5、11、17、23、29
原田商会	22-0706	6、12、18、24、30
越智商会	22-3708	13、19、25

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

芦屋市霊園墓地使用者の常時募集をします

問い合わせ 環境課 ☎38-3105

霊園墓地使用者の常時募集をします。申し込み方法等は以下のとおりです。

■**募集期間** ６月７日(木)から環境課で受け付けます。(開庁日の午前９時から午後５時30分)
※正午から午後０時45分までは除く※〈先着順〉ただし、申し込み日に複数の申込者があった場合は、抽選とします。抽選日については、後日申込者へ案内します。
■**案内書・申込書配布** ６月１日(金)から環境課・ラポルテ市民サービスコーナーおよび霊園事務所の各窓口で配布します。(ただし、土・日曜日および祝日はラポルテ市民サービスコーナーのみ開設。ラポルテ市民サービスコーナーはラポルテ本館の休館日は休みです。)
■**申込資格 次の①～④すべての項目に該当するかた**
①申し込み日からさかのぼって１年以上芦屋市内に住所(住民登録または外国人登録をしていること)を有するかた
②既に、芦屋市霊園墓地の使用許可を受けていないこと
③使用許可後１年以内に施設の使用設備(墓石等)を設置できるかた
④使用料については、墓地使用許可申請書類の審査が終了した後、３週間以内に一括納入できるかた
■**募集区画数および使用料**

種類	面積	区画数	永代使用料
再貸付墓地	6.0㎡	1	6,750,000円
	13.5㎡	1	20,250,000円
	20.0㎡	1	30,000,000円
	22.0㎡	1	33,000,000円

※１㎡あたりの永代使用料は、「6㎡以上12㎡未満1,125,000円」「12㎡以上1,500,000円」
※墓地の場所については芦屋市霊園「墓地使用者常時募集のお知らせ」をご覧ください。
※現地に地区番号、区画面積を標示しています。
■**使用の取り消し**
使用許可後、１年以内に施設の使用設備(墓石等)をされない場合等は、使用許可を取り消すことがあります。(詳しくは、芦屋市霊園「墓地使用者常時募集のお知らせ」をご覧ください。)
■**年間維持費**
区画面積１㎡あたり1,200円で算出した額を毎年４月に納付していただきます。(平成24年度は、月割額となります。)
※詳しくは、芦屋市霊園「墓地使用者常時募集のお知らせ」をご覧ください。
《**ご注意**》市では、石材業者の指定はしておりません。また、石材業者等による申し込みの代行はできません。

「人権擁護委員の日」特設人権相談所を開設

６月１日は「人権擁護委員の日」です。人権擁護委員制度は、国民の人権を擁護するため、昭和23年７月に創設された日本固有の制度です。人権擁護委員は、さまざまな人権問題についての相談のほか、人権尊重の思想を普及するため種々の啓発活動を行っています。夫婦や親子間での問題・近隣問題・差別問題など、人権問題でお悩みのかたは、お気軽にご相談ください。秘密は守られます。〈無料・予約制〉

■**日時** ①６月５日(火)②６月26日(火)午後１時～４時 ※人権相談所は、毎第２・第４火曜日に開設していますが、６月は第２火曜日には開設しません。
■**会場** 芦屋市役所 北館２階会議室２
■**相談員** 人権擁護委員
■**申し込み** 下記へ

問い合わせ 市民参画課人権推進担当 ☎38-2055

平成24年度「危険物安全週間」

６月３日(日)～９日(土)
「危険物 めざせ完封 ゼロ災害」(推進標語)

ガソリン・灯油などの危険物は身近に存在します。
危険物の貯蔵・取り扱いには十分注意し、安全第一でお願いします。

問い合わせ 消防本部予防課 ☎38-2098

男女共同参画週間記念事業
映画「木洩れ日の家で」

■**日時** ６月23日(土)午後２時開演(１時30分開場) ■**会場** ルナ・ホール ■**定員** 先着600人<要整理券> ■**託児** ２歳以上の就学前児・20人(１人300円) ■**申し込み** 往復はがきに、住所・参加希望者全員の氏名(１枚２人まで)・電話番号、託児希望者は、子どもの名前・年齢月齢を記入し、６月８日(金)までに下記へ

男女共同参画センター講座
イキイキ元気な活動のためのグループ・マネジメント

■**日時＆内容** ①６月28日(木)「かかわり」の意味②７月５日(木)マネジメント③７月12日(木)思いをカタチに<全３回>午後１時30分～４時 ■**会場** ウィザスあしや ■**講師** 岩木啓子氏 ■**定員** 全回出席可能なかた先着20人 ■**受講料** 900円<全３回分> ■**託児** ２歳以上の就学前児８人(１人300円・要予約) ■**申し込み** はがき・電話・ファクス・メール・窓口で、住所・氏名・電話(ファクス)番号、託児希望者は、子どもの名前・年齢月齢を記入し、６月21日(木)までに下記へ

問い合わせ 男女共同参画センター ☎38-2023/FAX38-2175
✉josei-ce@city.ashiya.hyogo.jp(〒659-0092 大原町2-6 ラ・モール芦屋２階)

◆◇◆ 福祉医療費助成制度 ◆◇◆

問い合わせ 保険医療助成課医療助成担当 ☎38-2037

市では、保険対象診療の医療費の一部を助成する「福祉医療費助成制度」を実施しています。７月１日からの受給要件は、下表のとおりです。

医療区分・扶養人数等により、受給者本人・配偶者および扶養義務者等所得制限基準額が異なります。新たに該当すると思われるかたは、交付申請を行ってください。申請に際し健康保険証・印鑑(認め印可)・転入のかたは平成24年度(平成23年分)所得証明書・下記５・６のかたは対象であることが確認できる手帳が必要です。

なお、６のかたは本人名義の振込先口座番号のわかるものも必要です。

現在、福祉医療費助成制度を受けておられるかたは、新たに申請する必要はありません。

【所得制限基準額の算定について】
市(区)町村民税所得割の額の算定にあたっては、平成24年度から個人市県民税の年少扶養親族および16歳から18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、扶養控除の廃止がなかったものとして算定します(母子家庭等医療については、16歳から22歳までの扶養親族を扶養している場合は、所得制限基準額に１人につき15万円を加算します)。
【母子家庭等医療費助成制度について】
現況届を提出していないかたは、至急提出してください。提出がない場合、所得制限基準額未満であっても受給することができません。
〈受給要件〉

	医療区分	対象年齢等	所得制限基準額(平成23年分所得)
1	老人医療	65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日までのかた。ただし、月の初日生まれのかたは前月の末日までが対象	①・②いずれの要件も満たすこと ①市(区)町村民税非課税世帯に属していること ②受給者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であること (年金収入が80万円を超えられるかたは、受給資格はありません)
2	乳幼児等医療	０歳児	保護者等の所得制限なし
		１歳から小学校３年生修了前まで	保護者等の所得制限はそれぞれの市(区)町村民税所得割税額が23万５千円未満
3	こども医療 ※中学校１年生から３年生までは入院のみ	小学校４年生から中学校３年生修了前まで	
4	母子家庭等医療	父子・母子家庭等で、18歳に達した後の最初の３月31日までの児童と児童の父・母等および父母と死別した児童等	母等扶養義務者の所得制限は扶養人数が０人の場合、192万円未満 扶養人数が１人増えるごとに192万円に38万円を加算した額未満 ※母等扶養義務者の『総所得金額等の合計額』(給与所得・年金等所得・譲渡所得等の合計額)から、社会保険料控除(定額８万円)・障害者控除・医療費控除等を差し引いた金額が所得制限額未満であれば、受給することができます
5	障害者医療	身体障害者手帳１級～３級、療育手帳(A・B１)、精神障害者保健福祉手帳１級	受給者本人・配偶者・扶養義務者の所得制限はそれぞれの市(区)町村民税所得割税額が23万５千円未満
6	高齢障害者医療	後期高齢者医療被保険者で、身体障害者手帳１級～３級、療育手帳(A・B１)、精神障害者保健福祉手帳１級	

※現在、福祉医療費受給者証をお持ちのかたは６月30日で有効期間が終了します。平成24年度(平成23年分)の所得が上記の基準額未満のかたは、新しい「福祉医療費受給者証」を６月末に送付します。なお、所得制限が基準額を超えているかたは受給資格がなくなります。

●●児童手当のお知らせ●●

【平成24年度現況届の提出について】
児童手当を受給中のかたへ平成24年度「現況届」を６月中旬にお送りします。期限までに提出してください。提出がない場合、６月分以後の児童手当の支払を受けることができません。
なお、２・３月分の子ども手当と４・５月分の児童手当は、6月15日(金)にご指定の口座に振り込みますので、ご確認ください。
【平成24年度(平成24年６月～平成25年５月分)児童手当所得制限限度額表】

扶養親族等の数	所得制限限度額
０人	622万円
１人	660万円
２人	698万円
３人	736万円
４人	774万円
５人	812万円

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者については限度額(所得額ベース)は左記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族１人につき６万円を加算した額 ※社会保険料(一律)控除８万円を引いた額 ※扶養親族等の数が６人以上の場合は限度額(所得額ベース)は、１人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額 ※所得制限以上のかたは一律５千円の支給

問い合わせ こども課 ☎38-2117

社会教育関係団体登録の申請

問い合わせ 生涯学習課 ☎38-2091

下記の登録の要件に該当し、更新および新規登録を希望する団体やグループは、申請手続きをしてください。登録承認の有効期間は、９月１日から平成27年８月31日までです。

なお、今回は３年に一度の全団体一斉切り替えの年になりますので、登録更新(継続)を希望する団体は必ず申請書を提出してください。

【**申請受付**】 ①６月15日～29日〈平日の執務時間内〉
②６月16日(土)・17日(日)の
午前９時～正午・午後１時～３時まで
【**受付場所**】 市役所北館４階 生涯学習課
【**登録要件**】
■**公(国または地方公共団体)の支配に属さない団体であること**
■**社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、自主的かつ主体的に活動を行い、次の行為を行わない団体であること**
①営利を目的とした事業または営利事業を援助する行為②特定の政党の利害に関する行為 ③公の選挙に関し特定の候補者を支持し、またはこれに反対する等の政治的行為④特定の宗教を支持し、または特定の教派・宗派・もしくは教団を支援する行為
■**団体の組織および運営に関し、次の要件を備えていること**
①過去１年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動であること②組織および活動に参加を希望する者が新たに加わることができること③団体の構成人員が10人以上で、市内在住・在勤・在学の者が６割以上であること④団体の主たる活動の場および活動の本拠として事務所を芦屋市内に有すること⑤原則として団体の代表者が芦屋市内に在住・在勤または在学していること⑥団体の組織および活動のための会則(あるいは規約)を有すること⑦団体の代表者および役員が、その団体の活動に起因する対価を得ることがないこと⑧活動のための自己財源および団体独自の経理機構を有すること

社会教育関係団体登録申請説明会

■**日 時** ６月３日(日)①10時30分～〈ＰＴＡ・コミスク・スポーツ関係団体・青少年関係団体・女性関係団体対象〉②13時30分～〈芸術・芸能・音楽関係・歴史文学・教養学習・その他の団体対象〉
■**会 場** 市民センター401室
※できるだけ公共交通を使ってお越しください。

無年金外国籍高齢者等福祉給付金

支給月額33,575円

■**内容** 国籍要件や海外在住により、国民年金制度上受給資格期間を満たすことができず無年金者になっている高齢者に支給 ■**対象** 本市に居住する大正15年４月１日以前生まれで次のいずれかに該当するかた①昭和57年(1982年)１月１日現在、日本国内で外国人登録法による居住地登録をしていたかた②昭和57年(1982年)１月１日以前に外国人登録法による居住地登録をし、昭和36年(1961年)４月１日以降に日本国籍を取得したかたで、年金受給資格期間を制度上満たすことができないかた③日本人で、長期間海外に在住し、昭和36年(1961年)４月１日以降に帰国され、年金受給資格期間を制度上満たすことができないかた ■**申し込み** 該当するかたは下記へ

※ただし、次のかたは支給の対象にはなりません
①公的年金等(年額712,000円以上)の受給者
②芦屋市重度障害者等特別給付金の受給者
③生活保護の受給者
④本人・配偶者・扶養義務者の所得が制限額を超えるかた

問い合わせ 市民課年金担当 ☎38-2036

こちら消費生活センターです

高額な修理代金 ～水まわり修理トラブルに注意～

【相談内容】
早朝にトイレが詰まって水が流せなくなり、電話帳広告を見て電話した。工事業者はひとりで作業を終えると、見積兼工事請負書に明細を記入し、九万円を請求した。高額すぎるので、とりあえず一万円を払って帰ってもらった。価格は適正だと信じていたが、相手業者は地元業者ではなく他県の業者だった。納得できないのでクーリング・オフしたい。

【回答】
相談者が自分から工事業者を呼んでいるため、このケースではクーリング・オフをすることはできません。見積書が最初に示されていないため、契約金額に納得できない場合、契約交渉し、修理や工事を依頼する場合には複数の業者から見積を取り、その上で工事内容や金額で納得のいく説明をしてくれる業者を選択するように助言しました。

■**ワンポイント・アドバイス**
一 **クーリング・オフできるケースあり**
相談者が自分から業者を呼んだ場合でも、例えば、水漏れ修理の工事で呼んだのに、新たに別の工事(トイレの便座設置工事や台所リフォーム工事などを勧められた場合は、その工事はクーリング・オフ対象の工事となります。
二 **見積は必ず工事前に書面でもらう**
工事内容や金額に納得できない場合は業者に説明を求め、納得できない説明の場合は、修理や工事は断りましょう。
三 **安心な業者を選ぶ**
①地元の市役所に登録している業者
②居住している集合住宅の管理会社と提携している業者
③トイレや台所などの水まわり設置工事をしてもらった業者
水まわりの修理において、トイレや台所の排水に関することは下水道課(☎38-2064)へ。漏水に関することは水道工務課(☎38-2083)へ。
市では、夜間の水道修理工事当番表を広報紙に掲載しています。
水道工事のトラブルやクーリング・オフなどでわからないことがあれば、消費生活センターへ。

問い合わせ 消費生活センター ☎38-2034